

生徒指導提要に見るいじめ対応

生徒指導提要とは

日常の児童生徒との関わり方から、不登校・いじめへの対応など、学校現場で起こる様々な課題に対する指導方法や心構えが記されており、12年ぶりに改訂された。

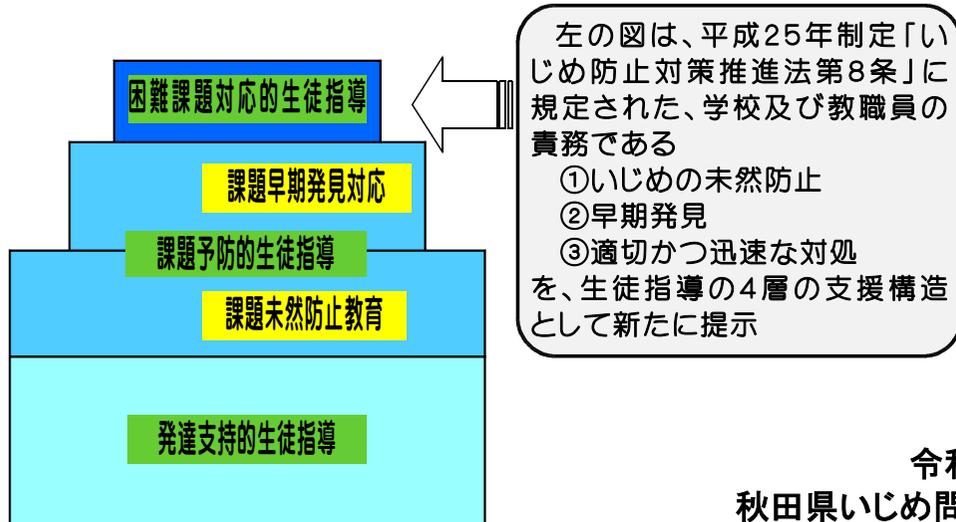


【生徒指導提要】

1 学校に求められるいじめ対応

- ① 各学校の「いじめ防止基本方針」の**具体的展開に向けた見直しと共有**
- ② 学校内外の連携を基盤に**実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築**
- ③ 事案発生後の困難課題対応の生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする**発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換**
- ④ **いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけ**

2 いじめ対応 4層支援構造



発達支持的生徒指導（第1層）

人権尊重の精神を貫いた教育活動を通じて、全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり、学級づくりを目指す

具体的には

- 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを行う
- 対等で自由な人間関係が築かれるようにする（居場所づくり）
- 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
- 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す

課題予防的生徒指導

課題未然防止教育（第2層）

いじめの未然防止教育を、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験活動などを通して継続的に行う

いじめる心理から考える

- いじめの加害者の心の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満等が潜んでいることが少なくないため、内面理解に基づく働きかけをする
- 自分の感情に気付き、適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れる

いじめの構造から考える

- 学級担任が、いじめられる側を「絶対を守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める
- いじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取組を、道徳科や学級活動等において行う

いじめを法律的な視点から考える

- いじめは人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、被害者と社会に対する行為の結果への顧慮と責任があるという自覚を持つように働きかける
- 法律や自校の学校いじめ防止基本方針についての理解を深めるとともに、司法機関や法律の専門家から学ぶ機会を設ける

令和4年度

秋田県いじめ問題対策連絡協議会
秋 田 県 教 育 委 員 会

課題予防的生徒指導

課題早期発見対応（第3層）

いじめやネットいじめに早期に気付くためには、個々の教職員のいじめに対する感度を高めるとともに、組織的な気付きを促したり、全校を挙げて問題に取り組んだりする姿勢が必要

早期発見のポイント

- 教師が、児童生徒の表情や学級の雰囲気から違和感に気付く
- アンケートでは、具体的ないじめの態様ごとの項目を設け、体験の有無を尋ねるなどして精度を高める
- アンケート後は速やかに内容確認をする（複数人で再確認）
- ネットパトロールやネット問題に詳しい関係機関の協力を得る
- 困ったときには先生に相談したいという気持ちを生み出す教育相談活動を実施する

いじめ対応の原則

- 何よりも被害者保護を最優先し、いじめられている児童生徒の心情を理解し、傷ついた心のケアをする
- 被害者のニーズを確認するとともに、具体的な支援案を提示し、本人や保護者が選択できるようにする
- 加害者と被害者の関係を修復する際には、加害側の児童生徒へのアセスメントと指導・援助を行うとともに、指導の事前及び対応の過程で被害児童生徒及び保護者の同意を得ること、指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮を行う
- いじめの解消では、二つの条件(※)を満たしているかを、本人や保護者への面談などを通じて、継続的に確認する【※提要p122、123参照】

困難課題対応的生徒指導（第4層）

いじめを重大事態化させないために、適切な対応を怠れば、どのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有する

具体的には

- できるだけ早い段階から、SCやSSW等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進める
- 被害者への援助方針や加害者への指導方針等のプランニングを行う
- 被害者及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針について説明し、同意を得た上で指導・援助プランを実施する
- 丁寧な見守りと被害者及び保護者への報告、心理状態の把握を行う

3 関係機関等との連携体制

社会総がかりでのいじめの防止を目指す上で、学校だけで抱え込まずに、地域の力を借り、医療、福祉、司法などの関係機関とつながることが重要であり、場合によっては警察署と連携して対処していく

具体的には

- 事案が発生した際に、必要に応じて関係機関との連携が図られるよう、各学校の学校運営協議会等で日頃から顔が見える関係をつくる
- 被害者や加害者の保護者と連携を図ることが困難なケースがあることから、「いじめをしない子ども」を育てるためにどうするか、という成長支援の視点で保護者に働きかける
- ネット問題は、警察や法律の専門家等の見解を踏まえた対応が求められるため、普段から情報交換を行っていく
- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する（コミュニティ・スクール等）

相談窓口		
関係機関名(相談窓口)	電話番号	利用時間帯
24時間子供SOSダイヤル (全国统一ダイヤル)	0120-0-78310	24時間受付可
いじめ緊急ホットライン (県内各教育事務所)	北 0120-377-914 中央 0120-377-904 南 0120-377-943	8:30~17:15
やまびこ電話 (秋田県警察本部)	018-824-1212	24時間受付可
子ども・家庭110番 (中央児童相談所)	0120-42-4152	8:30~17:15
子どもの人権110番 (秋田地方務局人権擁護課)	0120-007-110	8:30~17:15
子どもの人権無料法律相談 (秋田弁護士会)	018-896-5599	9:30~16:30
中学生LINE相談 (教育庁義務教育課)	8月下旬~9月上旬	16:30~21:30 ※夏休み明けに相談リーフレットを中学生に配布します。
本リーフレットに関する問合せ先 〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県教育庁義務教育課 TEL: 018-860-5148 FAX: 018-860-5136 E-mail: gikyo@pref.akita.lg.jp		